

令和3年11月30日三春町議会11月第1回会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（15名）

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	12番 橋本 善一郎	13番 影山 常光
14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉	16番 佐藤 弘

2) 不応招議員（1名）

11番 佐久間 正俊

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第54号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年11月30日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	12番 橋本 善一郎	13番 影山 常光
14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉	16番 佐藤 弘

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋	書記 橋本 和宜
	書記 林 有希奈

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	佐藤 知憲

総務課長	宮本 久功
------	-------

教育長	添田 直彦
-----	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年11月30日（火曜日） 午後2時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会議日程の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の審議

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

○議長 ただ今出席している議員は15名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 ただ今から、令和3年三春町議会11月第1回会議を開きます。

○議長 お諮りします。本会議の議事日程は掲載した令和3年三春町議会11月第1回会議議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって掲載の議事日程のとおりと決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番篠崎聡議員、12番橋本善一郎議員の両名を指名します。

…………… **会議日程の決定** ……………

○議長 日程第2により、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。

本会議の日程は、本日1日限りにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本会議の日程は、11月30日の1日限りと決定しました。

…………… **諸般の報告** ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、執行側からの説明及び答弁のための出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」とおりです。

…………… **議案の提出** ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、掲載しました議案書のとおり議案第54号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3議案です。

…………… **町長挨拶並びに提案理由の説明** ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 お疲れ様です。本日令和3年11月第1回会議に提出いたしました議案の概要について説明いたします。

議案第54号から第56号につきましては、議会議員、町長等並びに職員の期末手当の改定を行おうとするものであります。本年の人事院勧告並びに福島県人事委員会勧告においては、厳しい経済情勢を反映した民間給与との均衡を図るため、昨年引き続き期末手当の支給月数の引き下げが示されました。三春町においても、現下の経済状況等を勘案し、県内の給与水準を反映した福島県人事委員会勧告に準じて行うこととしたものであります。

よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。提案理由といたします。

…………… **議案の質疑** ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第54号から議案第56号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第54号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第55号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

○議長 ここで議案調査のため、暫時休憩いたします。

……………・ ・ 休 憩 ・ ・……………

(休憩 午後2時05分)

<休 憩>

(再開 午後2時13分)

……………・ ・ 再 開 ・ ・……………

……………・ ・ 議 案 の 審 議 ・ ・……………

○議長 それでは、休憩を閉じて、休憩前に引き続き再開します。

○議長 日程第7により、議案の審議を行います。

議案第54号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第55号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本会議の日程は、すべて終了しました。

……………町長挨拶……………

○議長 ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただ今、全議案可決いただきましてありがとうございました。コロナが一段落してたなと思ったら新しいオミクロン株がまた心配になってきた、あるいは不況下の中の物価高という新たな局面も見えてまいりました。新しい感染対策には厳重な準備をしつつも、冷え切ったマインドといたしましうか、そういうのを刺激するような積極的な施策を検討しつつこれから冬を迎えてまいりたいというふうに考えております。引き続きご指導・ご鞭撻をお願い申し上げまして、本日の閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

……………散会宣言……………

○議長 以上で、令和3年三春町議会11月第1回会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午後2時16分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年11月30日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐藤 弘

署名議員 篠崎 聡

署名議員 橋本 善一郎

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第54号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第55号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第56号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決